

関係各位

新型コロナウイルスに関する感染防止策について

令和2年6月16日

墨田区少年野球連盟

会長代行 染谷 清志

理事長 夏川 導雄

皆様におかれましては、日頃より連盟へのご理解ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

去る6月1日から活動を再開したところですが、関係各位におかれましては、新型コロナウイルスに関する流行状況に鑑み、十分な対策を講じていただけるよう、下記のように要請します。

なお、これらのルールは、上部団体である公益財団法人全日本軟式野球連盟及び墨田区が推奨するスポーツ庁のガイドライン等を参考に、本連盟で独自に作成したものです。今後、上部団体や区の方針により、この取扱いも変更となる可能性がありますので、この点ご注意ください。

記

1. 基本的な考え方について

- ・子どもたちをはじめ関係者の安全を第一に考え、行動を行うこととする。特に万が一感染が発生した場合、濃厚接触者¹を発生させないため、最大限の考慮を行うこと。
- ・時節柄、新型コロナウイルス感染症対策と熱中症対策を両立させることを重要と考えて行動することとする。
- ・監督・コーチほかチーム関係者、審判員及び連盟役員はこうした環境整備を行うこととし、その上で参加の判断は、選手及び保護者が行い、参加強制は行わない。
- ・本ガイドラインを基本とするが、これより厳しい基準を設けて活動を行うことは、個々のチームにおいて可能とする。

2. 練習及び試合の際の遵守事項について

(1) 関係者全員に共通することについて

- ・毎日の家を出る前に検温を行い、連盟が用意する健康チェックシート（別途配布）に記入し、各チーム監督に練習及び試合の際に提出すること。なお、他自治体に遠征する場合は、当該自治体のシートに基づいて相互に対応することとする。選手以

¹新型コロナウイルス感染症（COVID-19）感染者と接触した日のはじまりを「発病した日」から「発病した日の2日前」に、濃厚接触と判断する目安を「2メートル以内の接触」から「1メートル以内かつ15分以上の接触」に変更した（国立感染症研究所、令和2年4月22日）。

外については、グラウンドごと置かれた本部に向かい、記入することとする。

- ・平熱を超える発熱や、咳・のどの痛みなど風邪の症状、だるさ、息苦しさ、嗅覚や味覚の異常、身体が重く感じる、疲れやすいなどの症状がある場合、練習及び試合に参加しないこと。同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合も同様とする。
- ・14日以内に感染者との接触や濃厚接触者と特定された者も参加を認めない。過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合、参加を認めない。
- ・練習場所及び試合会場には、消毒液又は石鹸（ハンドソープを含む）を設置すること。練習会場においては、各チームが、試合会場においては、本連盟が設置する。
- ・試合及び練習開始前後には、入念な手洗い及びうがいを励行すること。
- ・選手、保護者、チーム関係者、審判員及び連盟役員は、グラウンドに入る際、必ずマスクを着用すること。また、諸注意を伝達する場合は、各々マスクを着用して行うこと。
- ・行動においては、人との距離を2m確保すること。
- ・目、鼻、口に極力触らないよう心掛けること。
- ・唾及び痰を吐く行為を行わないこと。
- ・プレー中は、必要以上に大きな声で会話や応援等は行わないこと。
- ・肌が触れ合うハイタッチなどは行わず、各々別の方法によるコミュニケーション方法を模索すること。
- ・物品の共有は行わないこと。例えば、ジャグ、タオル、ペットボトル、コップ等の共有は避け、個々の所有物を使用すること。身体の冷却の際は、氷バケツ等を活用しているチームもあるが、この場合、バケツ、タオル及び氷の共有をしない範囲で、各チームの判断に任せ、対応にあたることとする。
- ・トイレ使用時は、石鹸等による手洗いを励行し、グラウンドに戻ることに。
- ・ゴミは各自持ち帰ること。
- ・帰宅後は、手洗い・うがいを励行し、できるだけ早くシャワーを浴びて着替えることに。
- ・飲食については指定場所で、対面を避け、会話を行わずに行うこと。その際は、最低1m以上距離を離すこと。

(2) 選手について

- ・熱中症予防の観点から、原則として練習及び試合中は、マスクを外すこととする。但し、不必要な接触や会話を行わないこと。
- ・ベンチにおいては原則としてマスクを着用し、密集しないよう、最低1m離れて座り、同位置についての休憩は15分未満とすること。なお、座ることができない場合は、ベンチ外に椅子を置いて対応すること。ベンチ内においても、不必要な会話を行わないこと。ベンチ外の待機場所については、審判部の判断で行う。

(3) 保護者について

- ・サポートについては、必要最小限とすること。
- ・応援者については、観客席が「密」にならないように、2 mを目安として一定の距離を保って観戦すること。観客が多い場合、連盟やチームから入場制限を行う場合がある。
- ・保護者間の会話については感染防止の観点から原則として禁止する。但し、真に必要な場合は、この限りではない。
- ・審判員へのお茶出しは既に禁止されているが、新型コロナウイルス感染症予防の観点からも、お茶出し等、審判員へ物品を供与する行為は厳禁とする。

(4) 監督・コーチほかチーム関係者について

- ・練習及び試合中のマスク着用は行わないこととする。但し、ベンチ内にいる場合及び指導等において発話する際は、着用すること。
- ・選手の体調については、特に留意して観察すること。マスク着用に際して、息苦しさそうな様子をしている選手がいた場合は、すぐに外すよう命じ、休憩を取らせること。選手及び保護者がマスクの着用を希望した場合は、呼気が激しくなるような運動を控えさせること。
- ・走るトレーニングにおいては、前の人の呼気の影響を受けるため、直線に並ぶことを避けて行うこと。
- ・手洗い・うがいを基本とするが、共用物の消毒は、現場の判断でできる範囲で行う。
- ・練習後の手入れは、自宅にて行わさせること。
- ・練習及び試合中は、人との距離を2メートル確保すること。選手にとって視認しやすいよう、白線を引くことを奨励する。
- ・練習及び試合において、全選手が密集・密接する円陣や声出し、整列などは控えさせること。
- ・健康チェックシートについては、記入日より1ヶ月間、チーム又は本連盟において保管し、適切な処理を行った上で廃棄することとする。
- ・審判員へのお茶出しは既に禁止されているが、新型コロナウイルス感染症予防の観点からも、お茶出し等、審判員へ物品を供与する行為を保護者に命じないこと。

(5) 審判員について

- ・練習及び試合中のマスク着用は、熱中症対策の観点から、行わないこととする。なお球審については、熱中症対策と両立した防護策について、別途検討する。

(6) 連盟役員について

- ・観客が入る場合は、密集・密接にならないように配慮し、大声での応援などを控えるように、協力をお願いすること。
- ・大会開催の際は、試合間のインターバルを通常より長く設定し、選手ならびに関係者の密集のリスクを回避する工夫をすること。
- ・選手やチームを集めるなど、密集することがないように配慮すること。例えば、試合前の整列は、監督またはキャプテン同士の挨拶とし、両チームが整列することを省くなどを検討すること。
- ・大会運営は、慣例や慣習を見直し、特段試合等に支障がないことは、感染予防対策を優先として、大会運営側とチーム側の双方で創意工夫を図ること。

3. 新型コロナウイルスに感染した場合の対応について

- ・活動後、2週間以内に新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、速やかにチームに連絡すること。チーム責任者は活動後にチーム内に感染者が出た場合、本連盟 早川・副理事長：090—3576—2183に報告すること。報告を受けた本連盟は、公益財団法人東京都軟式野球連盟にも報告することとする。
- ・感染者からの報告は次の様式に依るものとする。

- | |
|--------------------|
| ①氏名 |
| ②発症年月日 |
| ③性別 |
| ④年齢 |
| ⑤連絡先 |
| ⑥カテゴリー（学童・少年・一般等） |
| ⑦直近の活動参加日、場所及び参加人数 |
| ⑧転帰（感染した後の状況） |
| ※個人情報の提供は強制ではない。 |

- ・万が一、感染者が発生したとしても、その者を誹謗中傷したり、非難したりすることが無いように配慮すること。
- ・その他、選手、保護者、審判員、監督・コーチ等チーム関係者及び連盟役員に感染が発覚した場合の対応（チームの活動休止及び試合の続行等について）は、墨田区保健所の指導に従い、下記のとおりとする。

<発病者について>

- | |
|---|
| ①発病者となった選手が出た場合、その選手は即時に出場停止とし、同時に、行動履歴を観察するため、当該チームは即時に当面の間、活動停止とする。この間に保健所において行動履歴を確認し、濃厚接触者とならなかつた選手は、その時点で復帰する。 |
| ②保護者が発病者となった場合、その子どもである選手は、即時に出場停止とする。 |

この間に保健所において行動履歴を確認し、濃厚接触者とならなかった場合は、その時点で復帰する。

③監督・コーチ等（チーム推薦審判員を含む）が発病者となった場合、その監督・コーチ等（チーム推薦審判員を含む）は即時に出場停止とする。同時に、チームは即時に活動を停止する。この間に保健所において行動履歴を確認し、濃厚接触者とならなかった場合は、その時点で復帰する。

④連盟役員・審判員が発病者となった場合、その連盟役員・審判員は即時に出場停止とする。この間に保健所において行動履歴を確認する。

<濃厚接触者について>

濃厚接触者となった選手、保護者、監督・コーチ等、連盟役員・審判員が出た場合、その者は出場停止とし、14日間自宅待機とする。

※「当面の間」の判断時期は、保健所の指導に従い、本連盟が判断するものとする。追跡調査の内容によりその期間が異なるため、チームや事案ごとに期間が異なることがある。

4. 全体の対応について

- ・本ガイドライン違反の行為については、練習及び試合への参加を取り消したり、途中退場を命じることがある。
- ・感染が判明した場合には、参加者名簿を関係機関に公表する場合がある。

以上